

【協議事項】

1 福岡県警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正（案）について

（警務部）

警察本部から「国家公務員の災害応急作業に係る特殊勤務手当の額の改定に鑑み、本県警察職員の特殊勤務手当の限度額改定等を行う。」旨の報告があった。

公安委員から「東日本大震災に対処するための作業に関する規定の整備に関し、福島県への出動は継続されているのか。」旨の発言があり、警察本部から「継続して特別派遣を行っている。」旨の説明があった。公安委員から「全国的に同様の改正が行われるのか。」旨の発言があり、警察本部から「国の規定が改正されており、他都道府県でも改正されるものと認識している。」旨の発言があった。

【報告事項】

1 令和7年度下半期における留置施設に対する実地監査結果等について

（総務部）

警察本部から「適正な留置施設の管理運営、被留置者の適正処遇の確保を目的として、実地監査を行った。多くの留置施設で留置業務管理者等による士気高揚施策等の良好な取組が認められたが、一部の留置施設において指導事項等があった。」旨の報告があった。

公安委員から「令和8年度上半期は、監査の重点項目を変更するのか。」旨の発言があり、警察本部から「同様の重点項目で監査を実施することとしており、その内容は各施設に通知している。」旨の説明があった。

公安委員から「留置施設の集約により使用していない施設の監査は行ったのか。」旨の発言があり、警察本部から「非常施設であっても、いつでも使用できるように監査を行っている。」旨の説明があった。

公安委員から「定期的な監査は、組織運営上重要であり、不適切なものは再発を防止し、良好な事項は他の施設に広げて今後の運営に生かしていただきたい。」旨の発言があった。

2 令和7年度第4四半期における監察実施結果について

（警務部）

警察本部から「本部所属8所属に対する総合監察及び延べ14警察署、84交番等に対する随時監察を実施した。実施結果は総じて良好で、特に良好と認められた事項としては、e-教場を活用した教養の実施やウェブを活用した教養の実施等があり、指導事項としてはアルコール検知器点検結果の未記載等があった。」旨の報告があった。

公安委員から「総合監察の頻度はどの程度か。」旨の発言があり、警察本部から「警察署は年1回、本部所属は2年に1回である。総合監察は事前通知の上で行い、随時監察は事前通知せずに行っている。」旨の説明があった。

公安委員から「e-教場は、どのように管理されているのか、コンテンツは誰が作成しているのか。」旨の発言があり、警察本部から「教養課が管理し、全職員がアクセス可能であり、教養に直面参加できない者も同一内容の教養等受講が可能であり、全体に浸透を図ることができる。コンテンツは業務主管課や各所属において作成している。」旨の説明があった。

3 令和8年度九州管区内部通訳人競技会の実施について

(暴力団対策部)

警察本部から「部内通訳人の士気高揚、語学力向上及び通訳技術の共有等を目的として、5月18日に九州管区内部通訳人競技会を開催する。各県代表の英語の部内通訳人が相談又は取調べの通訳を行い、正確さや反応速度等を競う。」旨の報告があった。

公安委員から「部内通訳人は何人いるのか。通訳のニーズは英語、中国語のほか、どの言語が多いのか。」旨の発言があり、警察本部から「部内通訳人は130人程在籍し、当県ではベトナム語のニーズが多い。」旨の説明があった。

公安委員から「部内通訳人は警察官か。部外通訳も存在するのか。」旨の発言があり、警察本部から「部内通訳人は警察官等である。基本的に部内通訳人が対応するが、特殊言語の場合等は部外通訳人に対応を依頼している。」旨の説明があった。

公安委員から「専門用語があると思われるが、同時通訳なのか。」旨の発言があり、警察本部から「取調べ等の通訳においては、正確性が重要であり、同時通訳ではなく、逐語通訳で行っている。」旨の説明があった。

公安委員から「部内通訳人は組織の財産である。これらの職員の士気が上がるように、また、通訳人を目指す職員が増えていくよう取組をお願いします。」旨の発言があった。